

神戸市市税条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市市税条例施行規則（昭和30年11月規則第82号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（減免の申請）</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 個人の市民税の減免申請書には<u>市民税及び森林環境税</u>に係る事項をあわせて記載しなければならない。</p> <p>3 [略]</p> <p style="text-align: center;">（市税の減免額の算定）</p> <p>第4条の2 [略]</p> <p>2 前項の規定によつて得た額に100円未満の端数があるときは、次に掲げる税額ごとにその端数金額を切り上げるものとする。</p> <p>(1) 個人の<u>市民税額</u></p> <p><u>(2)～(13)</u> [略]</p>	<p style="text-align: center;">（減免の申請）</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 個人の市民税の減免申請書には<u>市民税</u>に係る事項をあわせて記載しなければならない。</p> <p>3 [略]</p> <p style="text-align: center;">（市税の減免額の算定）</p> <p>第4条の2 [略]</p> <p>2 前項の規定によつて得た額に100円未満の端数があるときは、次に掲げる税額ごとにその端数金額を切り上げるものとする。</p> <p>(1) 個人の<u>市民税の均等割額</u></p> <p><u>(2) 個人の市民税の所得割額</u></p> <p><u>(3)～(14)</u> [略]</p>

3 法第41条第1項の規定により個人の市民税の賦課徴収の例による個人の県民税は、一の市税とみなして前項の規定を準用する。この場合において、同項第1号中「個人の市民税の均等割額」とあるのは「個人の県民税の均等割額」と、同項第2号中「個人の市民税の所得割額」とあるのは「個人の県民税の所得割額」と読み替えるものとする。

(収納事務の委託)

第8条の2 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項に規定する規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

(1) 公金又はこれに類するものの収納の事務に関し十分な実績を有していること。

(2) 委託する事務を遂行するために十分な事業規模を有し、かつ、安定的な経営基盤を有していること。

(3) 収納に係る情報を電子計算機により適正に管理し、かつ、当該情報に係る電磁的記録を速やかに本市に提供することができること。

(4) 収納金を安全かつ速やかに本市に払い込むことができる能力を有

	<p><u>していること。</u></p> <p><u>(5) 個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の個人情報の保護及び適正な管理のために必要な措置を講じていること。</u></p>
--	--

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																								
<p>(徴税吏員証等の様式)</p> <p>第32条 次の各号に掲げる徴税吏員証その他の書類等の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。</p> <table border="0"> <tr> <td>(種別)</td> <td>(根拠法規)</td> <td>(様式)</td> </tr> <tr> <td>(1)～(14) [略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(15) 過誤納金還付兼 充当通知書</td> <td>法第17条の2第5項及び <u>法第17条の2の2第7項</u></td> <td>第15号様式</td> </tr> <tr> <td>(16)～(21) [略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	(種別)	(根拠法規)	(様式)	(1)～(14) [略]			(15) 過誤納金還付兼 充当通知書	法第17条の2第5項及び <u>法第17条の2の2第7項</u>	第15号様式	(16)～(21) [略]			<p>(徴税吏員証等の様式)</p> <p>第32条 次の各号に掲げる徴税吏員証その他の書類等の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。</p> <table border="0"> <tr> <td>(種別)</td> <td>(根拠法規)</td> <td>(様式)</td> </tr> <tr> <td>(1)～(14) [略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(15) 過誤納金還付兼 充当通知書</td> <td>法第17条の2第5項 <u>条例第11条第5項</u></td> <td>第15号様式</td> </tr> <tr> <td>(16)～(21) [略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	(種別)	(根拠法規)	(様式)	(1)～(14) [略]			(15) 過誤納金還付兼 充当通知書	法第17条の2第5項 <u>条例第11条第5項</u>	第15号様式	(16)～(21) [略]		
(種別)	(根拠法規)	(様式)																							
(1)～(14) [略]																									
(15) 過誤納金還付兼 充当通知書	法第17条の2第5項及び <u>法第17条の2の2第7項</u>	第15号様式																							
(16)～(21) [略]																									
(種別)	(根拠法規)	(様式)																							
(1)～(14) [略]																									
(15) 過誤納金還付兼 充当通知書	法第17条の2第5項 <u>条例第11条第5項</u>	第15号様式																							
(16)～(21) [略]																									

第4号様式（その1）中「市民税・県民税」を「市民税・県民税・森林環境税」に、「に充当する額」を「への充当・委託納付額」に、「充当額」を「充当・委託納付の額」に改める。

第9号様式中

「  
 年度 市民税・県民税  
 税額通知書 を  
 （配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額分）」

「  
 年度 市民税・県民税・森林環境税  
 税額通知書 に、  
 （配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額分）」

「

年度該当

 を 「

該当年度

 に、」

「  
 あなたの市民税・県民税の配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額又は還付税額等を地方税法及び神戸市市税条例の規定によつて、次のとおり決定しました。市民税・県民税が納めすぎとなつた場合は、その額が還付または他の未納の市税に充当されます。その際は、後日、過誤納金還付兼充当通知書をお送りします。 を」

「  
 あなたの市民税・県民税の配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額又は還付税額等を地方税法及び神戸市市税条例の規定によつて、次のとおり決定しました。市民税・県民税が納めすぎとなつた場合は、その額を還付し、他の未納の市税（市県民税、固定資産税、軽自動車税等）に充当し、又は未納の森林環境税の委託納付に充てます。その際は、後日、過誤納金還付兼充当通知書をお送りします。 に、」

⑬	年税額	（⑫ + ⑭ - ⑮、マイナスの場合は0）							
⑰	年 税 額 (円)		⑱	既年税額 (円)		⑲	年税額差額 (円)		
	控除不足額 (円)			既控除不足額 (円)			控除不足額差額 (円)		
	充 当 額 (円)			既充当額 (円)			充当額差額 (円)		
	差引納付額 (円)			既差引納付額 (円)			差引納付額差額 (円)		
	還付相当額 (円)			既還付相当額 (円)			(⑰ - ⑱) 還付相当額差額 (円)		

を

⑯	差引税額	(⑫+⑭-⑮、マイナスの場合は0)						
⑰	森林環境税額							
⑱	年税額 (円)		⑲	既年税額 (円)		⑳	年税額差額 (円)	
	控除不足額 (円)			既控除不足額 (円)			控除不足額差額 (円)	
	充当・委託納付の額 (円)			既充当・委託納付の額 (円)			充当・委託納付の額差額 (円)	
	差引納付額 (円)			既差引納付額 (円)			差引納付額差額 (円)	
	還付相当額 (円)			既還付相当額 (円)			(⑱-⑲) 還付相当額差額 (円)	

に、

普通徴収
各期の税額 (円)
充当額 (円)
差引納付額 (円)
期割還付額 (円)

を

普通徴収
各期の税額 (円)
充当・委託納付の額 (円)
差引納付額 (円)
期割還付額 (円)

に、

特別徴収
各月の税額 (円)
充当額 (円)
差引納付額 (円)
月割還付額 (円)
各月の税額 (円)
充当額 (円)
差引納付額 (円)
月割還付額 (円)

を

特別徴収
各月の税額 (円)
充当・委託納付の額 (円)
差引納付額 (円)
月割還付額 (円)
各月の税額 (円)
充当・委託納付の額 (円)
差引納付額 (円)
月割還付額 (円)

に改める。

第9号の2様式中

「 市民税  
 県民税 」 を 「 市民税  
 県民税  
 森林環境税 」 に、

「 あなたの市民税・県民税を地方税法及び神戸市市税条例の規定によつて次のとおり税額を変更する賦課決定を しました。 を 」

「 あなたの市民税・県民税・森林環境税を地方税法及び神戸市市税条例の規定によつて次のとおり税額を変更する 賦課決定を しました。 に、 」

年度該当

を

該当年度

に、

「

市 民 税	税額(定率)控除前所得割額			
	税額(定率)控除額			
	税額(定率)控除後所得割額			
	均等割額			
	減免額			
	差引合計			
県 民 税	税額(定率)控除前所得割額			
	税額(定率)控除額			
	税額(定率)控除後所得割額			
	均等割額			
	減免額			
	差引合計			
年 税 額				

を

」

市 民 税	税額(定率)控除前所得割額			
	税額(定率)控除額			
	税額(定率)控除後所得割額			
	均等割額			
	減免額			
	差引合計			
県 民 税	税額(定率)控除前所得割額			
	税額(定率)控除額			
	税額(定率)控除後所得割額			
	均等割額			
	減免額			
	差引合計			
環 森 境 林 税	減免額			
	減免後額			
年 税 額				

に、

「配当割等の充当額」を「配当割額の充当・委託納付の額」に、

(備考)
------

を

備考	
----	--

に改め、

年金保険者との事務手続上、年金からの特別徴収(引落とし)の中止が間に合わない場合があります。その納め過ぎとなった額については、還付または他の未納の市税に充当されます。及び

減額になる場合で、既に年税額をお納めになっているときは、その納め過ぎとなった額が還付又は他の未納の市税に充当されます。その際は、後日、過誤納金還付兼充当通知書をお送りします。



を削る。

第9号の3様式（その1）中「市民税県民税特別徴収税額決定・変更通知書」を「市民税・県民税・森林環境税 特別徴収額の決定・変更通知書」に、「第41条」を「第41条、第319条」に、「第28条の2」を「第27条及び第28条の2」に、「及び県民税」を「、県民税及び森林環境税」に改める。

第9号の3様式（その2）を次のように改める。

(その2)

(表)

年度 給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収額の決定・変更通知書																																																						
所得	給与収入		主たる給与以外の 合算所得区分	営業等	農業	不動産	配当	雑	課税標準	総所得③		分離短期譲渡		分離長期譲渡		山林所得		株式等の譲渡		先物取引		課税標準	総所得③		分離短期譲渡		分離長期譲渡		山林所得		株式等の譲渡		先物取引																					
	給与所得			総所得金額①																																																		
	その他の所得計																																																					
所得控除	雑損		所得控除合計②	医療費		障・寡・勤			控配	老配	特配	同老	老人	扶養未済	その他	同障	特障	他障	未成年者	特障	他障	寡婦	ひとり親	勤労学生	超過損失	社会保険料		配偶者		配偶者特別		扶養		基礎																				
	社会保険料																																																					
	小規模企業共済																																																					
	生命保険料																																																					
	地震保険料																																																					
	(摘要)																																																					
税額																																																						
市民税	税額控除前所得割額④		納付額	6月分		税額控除額⑤		7月分		所得割額⑥		8月分		均等割額⑦		9月分		10月分		11月分		12月分		1月分		2月分		3月分		4月分		5月分																						
	税額控除前所得割額④			6月分		税額控除額⑤		7月分		所得割額⑥		8月分		9月分		均等割額⑦		10月分		11月分		12月分		1月分		2月分		3月分		4月分		5月分																						
	税額控除前所得割額④			6月分		税額控除額⑤		7月分		所得割額⑥		8月分		9月分		均等割額⑦		10月分		11月分		12月分		1月分		2月分		3月分		4月分		5月分																						
	税額控除前所得割額④			6月分		税額控除額⑤		7月分		所得割額⑥		8月分		9月分		均等割額⑦		10月分		11月分		12月分		1月分		2月分		3月分		4月分		5月分																						
	税額控除前所得割額④			6月分		税額控除額⑤		7月分		所得割額⑥		8月分		9月分		均等割額⑦		10月分		11月分		12月分		1月分		2月分		3月分		4月分		5月分																						
	税額控除前所得割額④			6月分		税額控除額⑤		7月分		所得割額⑥		8月分		9月分		均等割額⑦		10月分		11月分		12月分		1月分		2月分		3月分		4月分		5月分																						
	税額控除前所得割額④			6月分		税額控除額⑤		7月分		所得割額⑥		8月分		9月分		均等割額⑦		10月分		11月分		12月分		1月分		2月分		3月分		4月分		5月分																						
	税額控除前所得割額④			6月分		税額控除額⑤		7月分		所得割額⑥		8月分		9月分		均等割額⑦		10月分		11月分		12月分		1月分		2月分		3月分		4月分		5月分																						
	税額控除前所得割額④			6月分		税額控除額⑤		7月分		所得割額⑥		8月分		9月分		均等割額⑦		10月分		11月分		12月分		1月分		2月分		3月分		4月分		5月分																						
	税額控除前所得割額④			6月分		税額控除額⑤		7月分		所得割額⑥		8月分		9月分		均等割額⑦		10月分		11月分		12月分		1月分		2月分		3月分		4月分		5月分																						
税額控除前所得割額④		6月分		税額控除額⑤		7月分		所得割額⑥		8月分		9月分		均等割額⑦		10月分		11月分		12月分		1月分		2月分		3月分		4月分		5月分																								
年税額(特別徴収税額)⑧		6月分		税額控除額⑤		7月分		所得割額⑥		8月分		9月分		均等割額⑦		10月分		11月分		12月分		1月分		2月分		3月分		4月分		5月分																								
控除不足額⑩		6月分		税額控除額⑤		7月分		所得割額⑥		8月分		9月分		均等割額⑦		10月分		11月分		12月分		1月分		2月分		3月分		4月分		5月分																								
充当・委託納付した額⑪		6月分		税額控除額⑤		7月分		所得割額⑥		8月分		9月分		均等割額⑦		10月分		11月分		12月分		1月分		2月分		3月分		4月分		5月分																								
既納付額等⑫		6月分		税額控除額⑤		7月分		所得割額⑥		8月分		9月分		均等割額⑦		10月分		11月分		12月分		1月分		2月分		3月分		4月分		5月分																								
差引納付額(⑩-⑫-⑪)		6月分		税額控除額⑤		7月分		所得割額⑥		8月分		9月分		均等割額⑦		10月分		11月分		12月分		1月分		2月分		3月分		4月分		5月分																								
変更前税額⑬		6月分		税額控除額⑤		7月分		所得割額⑥		8月分		9月分		均等割額⑦		10月分		11月分		12月分		1月分		2月分		3月分		4月分		5月分																								
増減額(⑨-⑬)		6月分		税額控除額⑤		7月分		所得割額⑥		8月分		9月分		均等割額⑦		10月分		11月分		12月分		1月分		2月分		3月分		4月分		5月分																								
変更月		6月分		税額控除額⑤		7月分		所得割額⑥		8月分		9月分		均等割額⑦		10月分		11月分		12月分		1月分		2月分		3月分		4月分		5月分																								

受給者番号	指定番号
宛名	宛名番号
住所	

あなたの特別徴収税額を左記のとおり決定(変更)しましたので、地方税法第41条、第319条及び第321条の4(第321条の6)並びに神戸市市税条例第27条及び第28条の2(第28条の4)の規定によって通知します。

お問い合わせ先： 年 月 日  
神戸市長 印

受給者番号	指定番号
宛名	宛名番号
住所	

あなたの特別徴収税額を左記のとおり決定(変更)しましたので、地方税法第41条、第319条及び第321条の4(第321条の6)並びに神戸市市税条例第27条及び第28条の2(第28条の4)の規定によって通知します。

お問い合わせ先： 年 月 日  
神戸市長 印

受給者番号	指定番号
宛名	宛名番号
住所	

あなたの特別徴収税額を左記のとおり決定(変更)しましたので、地方税法第41条、第319条及び第321条の4(第321条の6)並びに神戸市市税条例第27条及び第28条の2(第28条の4)の規定によって通知します。

お問い合わせ先： 年 月 日  
神戸市長 印

備考 行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく教示事項を記載すること。

(裏)

税額の計算方法

税 率

所 得 控 除

税 額 控 除

税額の計算方法

税 率

所 得 控 除

税 額 控 除

税額の計算方法

税 率

所 得 控 除

税 額 控 除

第10号の2様式中「市民税県民税」を「市民税・県民税・森林環境税」に、  
「市民税・県民税」を「市民税・県民税・森林環境税」に、  
「

年 税 額			
-------	--	--	--

を

」

森林環境税額			
年 税 額			

に改め、

」

「税額控除前所得割額④は課税標準額（①－②）のそれぞれの区分ごとに税率をかけたものの合計です。」及び「（注）市民税・県民税が納めすぎとなった場合は、その額が還付又は他の未納の市税に充当されます。その際は、後日、過誤納金還付兼充当通知書をお送りします。」を削る。

第10号の5様式中「市民税及び県民税」を「市民税、県民税及び森林環境税」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項に規定する従前の公金事務に対するこの規則による改正前の神戸市市税条例施行規則第8条の2の規定の適用については、令和8年3月31日までの間は、なお従前の例による。